

水 質 汚 濁 防 止 法

福島県生活環境の保全等に関する条例

－排水基準－

(水質)

福 島 市

改訂2025. 4

I 排出水の排出の規制(排水基準)について

特定(排水指定)事業場から公共用水域への排水は、設置した施設や排水量等に応じて規制されます。
福島市内では、水質汚濁防止法に定める一律排水基準に、福島県が上乘せをかけた排水基準が定められています。

排水基準が適用される特定(排水指定)事業場については、立入調査等を実施し、排水基準に適合していない水を排出したと判断される場合には、改善勧告及び改善命令等の必要な措置が講じられることになります。
業種や設置される特定施設(水質汚濁防止法施行令(以下、「水質令」という。)別表第1に掲げる施設)並びに排水指定施設(福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則第20条に掲げる施設)の種類等に応じて排水基準が定められていますので、詳細はお問い合わせください。

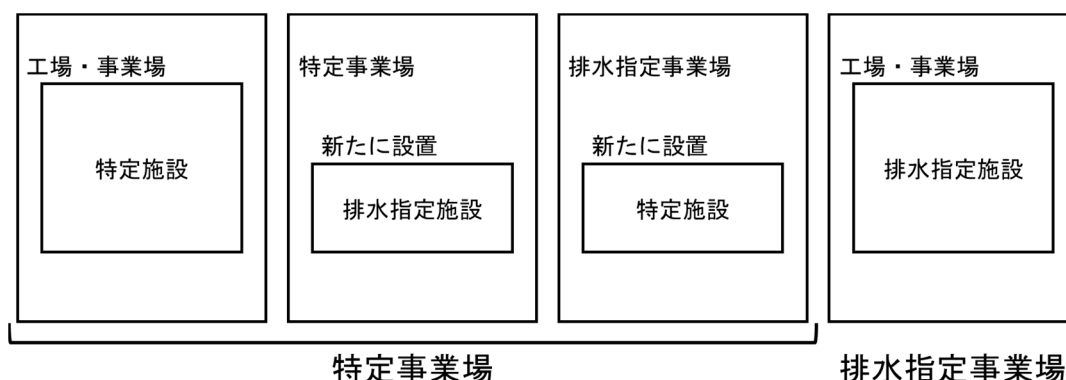
II 排水基準について

(1) 特定事業場と排水指定事業場の定義

- ・特定事業場 : 特定施設を設置した工場及び事業場
- ・排水指定事業場 : 排水指定施設を設置した工場及び事業場

特定事業場に排水指定施設を設置する場合が想定されますが、この場合は、法を優先すべきであり、当該工場・事業場は「特定事業場」です。

排水指定事業場に特定施設が設置する場合も同様で、当該工場・事業場は「特定事業場」となります。



(2) 排水水への排水基準の適用について

「排水水」とは、特定(排水指定)施設から排出される汚水等を含む、特定(排水指定)事業場から公共用水域(河川等)に排出される水をいい、排水基準はこの「排水水」に適用されます。

ここでいう「汚水等」とは、特定(排水指定)施設から排出される汚水又は廃液をいい、汚水は一般的に汚れた水を指しますが、廃液は当該施設から出る不要な水を指すものであり、必ずしも汚れているとは限りません。

したがって、冷却水、雨水等、一般的に汚れているとは考えにくい水についても、公共用水域に排出されれば排水基準が適用されます。

なお、法及び条例で定義されている「排水水」とは、あくまでも公共用水域に排出される水をいい、公共下水道に排出される水は含まれません。

排出口(排水水を排出している場所)が複数存在する場合は、それらすべての排出口からの排水水にそれぞれ適用されます。

(3) 有害物質に係る排水基準について

有害物質に係る排水基準は、排水水の量に関係なく適用されます。

有害物質を取り扱う施設が密閉式、循環式等であり、有害物質を施設から外部に排出しない場合についても、雨水等が排水水として存在する場合には、排水基準が適用されます。

Ⅲ 排水水の自主測定について

特定(排水指定)事業場については、排水水の汚濁状態の測定とその結果の記録、保存が義務づけられています。

福島市ではこの規定に基づき、排水水の自主測定を実施していただくこととなっています。

(1) 対象となる工場及び事業場

- ①有害物質を含有するか、またはそのおそれのある排水水を排出するもの
- ②排水基準が適用される特定(排水指定)事業場

(2) 測定項目及び測定頻度

排出量の程度	測定項目		水質の測定頻度
	水質	水量	
有害物質を含む排水水を排水するもの	○	—	月1回以上
500 m ³ /日未満のもの	○	—	月1回以上
500 m ³ /日以上 1,000 m ³ /日未満のもの	○	○	月1回以上
1,000 m ³ /日以上のもの	○	○	月2回以上

(3) 測定結果の取り扱い及び報告先

測定結果は、所定の様式に記録し保存しておくとともに、福島市 環境部 環境衛生課 環境保全係に3ヶ月ごとに報告してください。

届出をしない場合、又は虚偽の届出をした場合は、罰せられます。

①特定事業場に係る排水基準（一般項目等）

項目		施設の種類 〔(1)内の数値は、水質令別表 第1に掲げる施設を表す〕	平均排水量Q (m ³ /日)	許容限度	
				日間平均	最大
生物化学的 酸素要求量 (BOD) (mg/L)	下水道 整備 地域	下水道終末処理場(73)	$30 \leq Q$	20	160
		その他の施設	$30 \leq Q$	20	25
	その他 の地域	畜産農業等(1の2)	$10 \leq Q$	120	160
		食料品製造業(2、4～17、18の2)、 紡績業又は繊維製品製造業等(19)	$30 \leq Q < 1000$	50	60
			$1000 \leq Q$	20	25
		水産食料品製造業(3)	$30 \leq Q < 1000$	30	40
			$1000 \leq Q$	20	25
		旅館業(66の3)、研究、試験、検査 業(71の2)	$30 \leq Q$	120	160
		共同調理場、弁当仕出屋、飲食店、 病院、中央卸売市場、地方卸売市場 等(66の4等)	$30 \leq Q$	30	40
		と畜業等(69)	$30 \leq Q$	60	80
		し尿処理施設(72)	$0 < Q$	30	160
		し尿浄化槽(74の処理施設のうち し尿浄化槽)	$30 \leq Q$	30	160
		水質令別表第1に掲げるその他 の施設	$30 \leq Q$	20	25
浮遊物質 (SS) (mg/L)	下水道 整備 地域	下水道終末処理場(73)	$30 \leq Q$	70	200
		その他の施設	$30 \leq Q$	70	90
	その他 の地域	畜産農業等(1の2)	$10 \leq Q$	150	200
		食料品製造業(2、4～17、18の2)、 紡績業又は繊維製品製造業等(19)	$30 \leq Q < 1000$	60	70
			$1000 \leq Q$	50	70
		水産食料品製造業(3)	$30 \leq Q$	50	70
		旅館業(66の3)、研究、試験、 検査業(71の2)	$30 \leq Q$	150	200
		共同調理場、弁当仕出屋、飲食店、 病院、中央卸売市場、地方卸売市場 等(66の4等)	$30 \leq Q$	50	70
		と畜業等(69)	$30 \leq Q$	150	200
		し尿処理施設(72)	$0 < Q$	70	200
		し尿浄化槽(74の処理施設のうち し尿処理浄化槽)	$30 \leq Q$	70	200
		水質令別表第1に掲げるその他 の施設	$30 \leq Q$	50	70

項目	施設の種類 〔()内の数値は、水質令別表 第1に掲げる施設を表す〕	平均排水量Q (m ³ /日)	許容限度
水素イオン濃度【pH】	畜産農業等(1の2)	10≦Q	5.8~8.6
	し尿処理施設(72)	0<Q	
	その他の施設	30≦Q	
n-ヘキサン抽出物質含有量(mg/L)	水質令別表第1に掲げる施設	30≦Q	鉱油 5 動植物油 10
フェノール類含有量(mg/L)	水質令別表第1に掲げる施設	30≦Q	1
銅含有量【Cu】(mg/L)	水質令別表第1に掲げる施設	30≦Q	2
亜鉛含有量【Zn】(mg/L)	水質令別表第1に掲げる施設	30≦Q	2
溶解性鉄含有量【S-Fe】(mg/L)	畜産農業等(1の2)	10≦Q	10
	し尿処理施設(72)	0<Q	
	その他の施設	30≦Q	
溶解性マンガン含有量【S-Mn】(mg/L)	畜産農業等(1の2)	10≦Q	10
	し尿処理施設(72)	0<Q	
	その他の施設	30≦Q	
クロム含有量【Cr】(mg/L)	畜産農業等(1の2)	10≦Q	2
	し尿処理施設(72)	0<Q	
	その他の施設	30≦Q	
大腸菌数(CFU/mL)	畜産農業等(1の2)	10≦Q	800 (日間平均)
	し尿処理施設(72)	0<Q	
	その他の施設	30≦Q	
ニッケル含有量【Ni】(mg/L)	水質令別表第1に掲げる施設	30≦Q	2
水温	水質令別表第1に掲げる施設	30≦Q	排出先の公共用 水域の水質に著 しい影響を与え ないこと
色度			

- 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排水水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2 特定事業場が同時に2つ以上の特定施設を有する場合には、それらの排水基準のうち、最小の許容限度のものを適用する。
- 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を採掘する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
- 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水規
準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現に
湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間適用しない。
- 5 ニッケル含有量、水温及び水色については、福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく法定外項目を表す。
- 6 これらの排水基準は、水質汚濁防止法に定める排水基準並びに大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止
法に基づく排水基準を定める条例(福島県)に基づく上乗せ排水基準である。
- 7 水質汚濁防止法に定める排水基準のうち、海域及び湖沼等に排出される排水水に係る項目である「化学的酸素要求
量(COD)」、「窒素含有量」及び「リン含有量」については記載を省略している。

②排水指定事業場に係る排水基準（一般項目等）

区分	項目		許容限度	
			日間平均	最大
法定項目	水素イオン濃度【pH】		5.8～8.6	
	生物化学的酸素要求量【BOD】（mg/L）		30	40
	浮遊物質量【SS】（mg/L）		50	70
	n－ヘキサン抽出物質含有量	鉱油	—	1
		動植物油	—	10
	フェノール類含有量(mg/L)		—	1
	銅含有量【Cu】（mg/L）		—	2
	亜鉛含有量【Zn】（mg/L）		—	2
	溶解性鉄含有量【S-Fe】（mg/L）		—	10
	溶解性マンガン含有量【S-Mn】（mg/L）		—	10
	クロム含有量【Cr】（mg/L）		—	2
	大腸菌数(CFU/mL)		800	—
	窒素含有量【T-N】（mg/L）		60	120
	リン含有量【T-P】（mg/L）		8	16
法定外項目	ニッケル含有量【Ni】（mg/L）		—	2
	水温		排出先の公共用市域の水質に著しい変化を与えないこと	
	色度			

1 排水基準は、平均的な排出水量が30 m³/日以上排水指定事業場の排水に適用する。

③特定(排水指定)事業場に係る排水基準（法定有害物質）

区分	項目	許容限度 (特定施設)	許容限度 (上乗せ基準)
法定有害物質	カドミウム及びその化合物【Cd】(mg/L)	0.03 ^{*2}	
	シアン化合物【CN】(mg/L)	1	0.5 ^{*1}
	有機リン化合物【O-P】(mg/L)	1	
	鉛及び鉛化合物【Pb】(mg/L)	0.1	
	六価クロム化合物【Cr ⁶⁺ 】(mg/L)	0.2	
	砒素及びその化合物【As】(mg/L)	0.1	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物【T-Hg】(mg/L)	0.005	
	アルキル水銀化合物【A-Hg】(mg/L)	検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル【PCB】(mg/L)	0.003	
	トリクロロエチレン(mg/L)	0.1	
	テトラクロロエチレン(mg/L)	0.1	
	ジクロロメタン(mg/L)	0.2	
	四塩化炭素(mg/L)	0.02	
	1, 2-ジクロロエタン(mg/L)	0.04	
	1, 1-ジクロロエチレン(mg/L)	1	
	シス-1, 2-ジクロロエチレン(mg/L)	0.4	
	1, 1, 1-トリクロロエタン(mg/L)	3	
	1, 1, 2-トリクロロエタン(mg/L)	0.06	
	1, 3-ジクロロプロペン(mg/L)	0.02	
	チラウム(mg/L)	0.06	
	シマジン(mg/L)	0.03	
	チオベンカルブ(mg/L)	0.2	
	ベンゼン(mg/L)	0.1	
	セレン及びその化合物【Se】(mg/L)	0.1	
	ほう素及びその化合物【B】(mg/L)	10 ^{*2}	
	ふっ素及びその化合物【F】(mg/L)	8 ^{*2}	
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物(mg/L)	100 ^{*2}	
	1, 4-ジオキサン(mg/L)	0.5 ^{*2}	

1 「法定有害物質」とは、人の健康に係る被害を生じるおそれがある物質として水質汚濁防止法第2条第2項第1号に規定するうちの27物質をいう。

2 「検出されないこと」とは、排水基準を定める総理府令第2条の規定に基づき環境庁長官が定める方法により排出水の汚濁状態を検定した場合において、その結果が該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

3 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については当分の間、適用しない。

4 「*1」印は水質汚濁防止法第3条第3項及び第4項の規定に基づく上乗せ排水基準である。(大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例(福島県)に基づく上乗せ排水基準)

5 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物については、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量により算出するものとする。

6 「*2」印は水質汚濁防止法に基づく一律排水基準であり、業種等により暫定排水基準が適用になる場合があるので、工場又は事業場ごとにそれらの適用について確認のこと。

④特定(排水指定)事業場に係る排水基準 (法定外有害物質)

(許容限度 mg/L)

項目	許容限度	項目	許容限度	項目	許容限度
イソキサチオン	0.08	メコプロップ (MCP P)	0.47 (メコプロップとして)	ベンスルタップ	0.9
ダイアジノン	0.05	アセフェート	0.063	ジフェノコナゾール	0.25
フェニトロチオン (ME P)	0.03	メタラキシル及びメ タラキシルM	0.58 (メタラ キシルと して)	シプロコナゾール	0.3
イソプロチオラン	2.6	ジチオピル	0.095	シメコナゾール	0.22
オキシ銅 (有機銅)	0.2	トリクロピル	0.06	チオフアネートメチ ル	3
クロロタロニル (TPN)	0.4	ピリブチカルブ	0.23	チフルザミド	0.37
プロピザミド	0.5	エトフェンプロク ス	0.82	テトラコナゾール	0.1
クロルピリホス	0.02	チオジガルブ	0.8	テブコナゾール	0.77
トリクロルホン (DE P)	0.05	アゾキシストロビン	4.7	トリフルミゾール	0.39
イプロジオン	3	イミノクタジン	0.06 (イミノ クタジン として)	バリダマイシン	12
エトリジアゾール (エクロメゾール)	0.04	プロピコナゾール	0.5	ヒドロキシイソキサ ゾール (ヒメキサゾール)	1
キャプタン	3	ホセチル	23	ベノミル	0.2
クロロネブ	0.5	ポリカーバネート	0.3	ボスカリド	1.1
トルクロホスメチル	2	シデュロン	3	エトキシスルフロ ン	1.4
フルトラニル	2.3	ハロスルフロ ンメチル	2.6	オキサジアルギル	0.2
ペンシクロン	1.4	フラザスルフロ ン	0.3	オキサジクロメホ ン	0.24
メプロニル	1	アセタミプリド	1.8	カフェンストロー ル	0.07
アシュラム	10	イミダクロプリド	1.5	シクロスルファミ ン	0.8
ナプロパミド	0.3	クロチアニジン	2.5	MCPA イソプロピル アミ ン 塩 及 び MCPA ナトリウム 塩	0.051 (MCPA と して)
プタミホス	0.2	チアメトキサム	0.47	トリネキサパ ックエチル	0.15
ペンディメタリン	3.1	テブフェノジド	0.42		
ベンフルラリン (ベスロジン)	0.1	ペルメトリン	1		

1 「法定外有害物質」とは、福島県生活環境の保全等に関する条例第 21 条に掲げる 64 物質である。(平成 29 年規則 15・一部改正)